

鎌 総 第 170 号

平成30年4月19日

鎌倉市議会議長

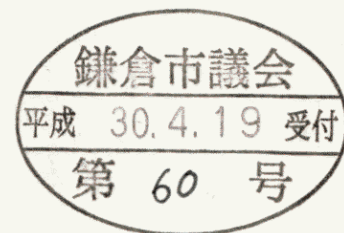
山 田 直 人 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 1 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (総務部総務課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第1号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

文書質問第7号の質問では「行政文書管理規則に違反するものと思われるものと思われるがいかがか」と、違反しているかいなかを質問しているのにもかかわらず、曖昧な答弁でごまかしている。

よって規則に違反しているかどうかを逃げないではっきりご答弁おねがいします。

また、「所管部局に口頭で確認しており」と記載されているが、この記載の所管部局は「口頭で確認」しかしていない事は「行政文書管理規則に違反する」ことについてどう考えているのか。

並びに「口頭確認したものについてもその旨、記録しておけば、より好ましかったものと考えております」と答えているが、今後記録を残す事務手続きは行うつもりがあるのかお伺いします。

2 質問の理由

質問した事に答弁していない。

規則に違反しているかどうかについて答弁していない。

また、当該行為を行った部署が答弁を作成しているがそれはおかしい。

法制担当なりがやるべきである。

3 答弁

鎌倉市行政文書管理規則第3条では、「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。」と行政文書の作成に関する一般原則を定めていますが、この規定に基づき行政文書が適切に作成されるように「行政文書の作成に関する指針」を別途定めて運用しています。

当該指針におきましては、審議会等行政の意思決定に関する審議等を行う会議、市民等の権利や義務に影響を及ぼす給付事務や行政指導に関する苦情対応、相談経過等については記録するよう求めており、文書を作成していなくても職務上支障を生じないようなものにあつては、行政文書を作成する必要がないものとして取り扱っています。

今回の ESCO 事業に係る行政機関内での処理内容については、担当課において職務に支障が生じるか否かによって文書作成の判断をすべき文書として整理されているため、当該文書が無いことをもって、鎌倉市行政文書管理規則に直ちに違反するものでは無いと考えます。

市民に対する説明責任及び文書作成の判断に対する市政運営の透明性の向上という観点から、鎌倉市行政文書管理規則の趣旨・目的に沿った適切な判断がなされるよう、今後も運用に努めていきたいと考えています。